

事務連絡  
令和元年8月22日

一般社団法人富山県建設業協会  
会長 竹内 茂 殿

富山県土木部長

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度試行要領の  
一部改正について

このことについて、余裕期間制度要領について、下記のとおり一部改正したのでお知らせします。

つきましては、貴会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 改定内容  
余裕期間制度試行要領の一部改正
  - ① 第3条（対象工事）について  
予定価格2,000万円以上の項目を削除する。
  - ② 第7条（事務処理要領）の手續2について  
指名競争入札における入札情報サービスに掲載する資料の追加
- 2 施行時期  
令和元年9月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用します。

（事務担当）  
管理課入札・契約係  
建設技術企画課技術指導係

# お知らせ

富山県土木部

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度の試行要領の一部改正について

富山県では、平成29年度発注工事から余裕期間制度を導入しているところですが、試行要領を一部改正したのでお知らせします。

## 1 改正内容

余裕期間制度試行要領の一部改正

- ① 第3条（対象工事）について  
予定価格2,000万円以上の項目の削除
- ② 第7条（事務処理要領）の**手続2**について  
指名競争入札における入札情報サービスに掲載する資料の追加

## 2 入札情報サービスへの掲載資料

### ・フレックス方式

令和 年 月 日

#### 余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度の試行対象工事です。

試行対象工事の実施にあたっては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書によるものとします。

### ・発注者指定方式

令和 年 月 日

#### 余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事について

本工事は、円滑な工事施工体制を確保し、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全体工期内で発注者が余裕期間と実工期を指定する余裕期間制度の試行対象工事です。

試行対象工事の実施にあたっては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領及び特記仕様書によるものとします。

## 3 施行時期

令和元年9月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用します。

（事務担当）

管理課 入札・契約係

TEL 076-444-3309

建設技術企画課 技術指導係

TEL 076-444-3298

余裕期間制度（フレックス方式・発注者指定方式） 試行工事 における提出物等の 留意事項

	余裕期間制度 フレックス方式	余裕期間制度 発注者指定方式
金抜設計書	「余裕期間制度（フレックス方式）対象工事」と朱書きで明示する	「余裕期間制度（発注者指定方式）対象工事」と朱書きで明示する
特記仕様書	「余裕期間制度（フレックス方式）対象工事」と記載し、留意事項を明示する	「余裕期間制度（発注者指定方式）対象工事」と記載し、留意事項を明示する
入札公告	「余裕期間制度（フレックス方式）対象工事」と記載し、留意事項を明示する	「余裕期間制度（発注者指定方式）対象工事」と記載し、留意事項を明示する
契約締結前	受注者は、工事の始終期通知書を提出しなければならない	---
契約書	全体工期と実工期を併記した契約書	全体工期と実工期を併記した契約書
余裕期間 契約日の翌日から 始期の前日まで	現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要 現場に搬入しない資材等の手配や準備は可能 資材の搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可能	現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要 現場に搬入しない資材等の手配や準備は可能 資材の搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可能
工事着手届	始期に 提出	始期に 提出
工程表	始期に 提出	始期に 提出
現場代理人等届	始期に 提出	始期に 提出
前払金の請求	始期以後に、請求できる	始期以後に、請求できる
施工計画書	始期後、14日以内に 提出	始期後、14日以内に 提出
コリンズ登録	始期後、10日以内(休日除く)に 提出	始期後、10日以内(休日除く)に 提出
退職金制度届出書	始期後、速やかに 提出	始期後、速やかに 提出
契約保証	契約締結日から終期まで	契約締結日から終期まで